

(仮称) 港区水辺まちづくり推進計画策定支援業務委託 事業候補者募集要項

1 目的

区には、運河や海、河川など世界に誇れる水辺資源がある一方、まちづくり、水辺環境、舟運活性化、にぎわい・観光の各施策が個別に進められているため、水辺とまちのつながりや回遊性が十分ではなく、水辺の魅力や価値を十分に生かせていないことが課題となっている。

本計画は、このような課題を踏まえ、水辺に関する施策を横断的かつ一体的に推進するとともに、水辺の価値を最大限に活用した「水辺を向いたまちづくり」の実現を目指し、港区水辺政策経営会議（※１）、港区水辺政策検討委員会（※２）及び各部会で検討し、具体的な取組を示すものである。

本業務は、「(仮称) 港区水辺まちづくり推進計画」の令和１０年５月策定に向け、必要となる基礎資料の収集・整理、関連計画や既存施策の把握、検討課題の抽出など、計画検討の土台となる情報を体系的に整理するとともに、会議等における検討が円滑に進むよう、資料作成、論点整理、施策案の比較検討等を行い、計画策定作業を専門的かつ実務的に支援することを目的とする。

推進計画の策定に当たっては、区にある運河、海、河川などの多様な水辺資源の特性を踏まえ、まちづくり、水辺環境、舟運活性化、にぎわい・観光など、幅広い視点から現状と課題を的確に分析した上で、水辺を向いたまちづくりの推進のための具体的で実効性のある施策を立案できる事業者を選定する必要がある。

施策を立案できる事業者を選定するには、水辺に関する専門的知識、関係者との調整力、区民等の意見を踏まえた企画提案力及び業務遂行能力を有するかどうか見極める必要があるため、公募型プロポーザル方式により事業候補者を選考する。

（※１）区において水辺を活用したまちづくりを進めるため、水辺に関する施策の総合的な推進等について検討する区長を会長とした庁内組織のこと。

（URL：https://www1.g-reiki.net/city.minato.tokyo/reiki_honbun/g104RG00003349.html）

（※２）区において水辺を向いたまちづくりを着実に推進するため、委員会が設置する４つの部会で分野別の具体的な検討を行う副区長を委員長とした庁内組織のこと。

（URL：https://www1.g-reiki.net/city.minato.tokyo/reiki_honbun/g104RG00003350.html）

2 業務概要

（１）件名

（仮称）港区水辺まちづくり推進計画策定支援業務委託

（２）業務内容

「別紙１ 仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和10年5月31日まで

(4) 事業規模

45,562,000円(税込)までとする。

※この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意すること。また、提案は上記金額を超えないものとする。なお、事業規模を超えての提案を行った場合は、失格とする。

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）の参加資格要件は、以下の要件をすべて満たす者とする。各要件は、参加表明書提出日を基準日とする。また、共同事業体を結成し、参加申請する場合、構成するすべての事業者が参加資格に該当することが必要である。

なお、区は、本件プロポーザルの実施期間中又はプロポーザルによる選考後契約締結日までの間にいずれかの要件を欠くこととなった者に対して、プロポーザルの参加資格を取り消し、又は契約を締結しない場合がある。

- (1) 港区物品買入れ等競争入札参加資格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと。
- (3) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等）にないこと。
- (4) 港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成16年7月30日16港政契第238号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 港区の契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年1月26日23港総契第1157号）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 区外事業者がプロポーザルに参加する場合、原則として区内事業者と共同すること。
※共同事業体を構成する（代表企業ではない）構成員のみ区内事業者であった場合、または、やむを得ず、区外事業者のみで参加申請する場合は、区内事業者優遇に係る加点の対象になりません。
- (7) 「別紙1 仕様書」に記載している業務を適切に遂行することが可能で豊富な実績と運営・実施体制を有していること。

※(6)の区外事業者の区内事業者との共同

港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、「区内事業者と共同すること」を参加条件としている。区内事業者が単独で参加したとき、又は、区内事業者と区外事業者で共同事業体を構成して参加した場合に代表企業が区内事業者であるとき、一次審査において、評価点を優遇する（※詳細は、別紙2「(仮称)港区水辺まちづくり推進計画策定支援業務委託事業候補者選考基準」を参照すること。）。

4 選考スケジュール（予定）

事項	日程
募集要項等の公表・配布開始	令和8年10月19日（月）から
募集要項に対する質問受付期限	令和8年11月2日（月）正午まで
質問一斉回答	令和8年11月5日（木）
参加表明書・企画提案書等提出期限	令和8年11月19日（木）正午まで
第一次審査（書類審査）結果通知	令和8年12月15日（火）
第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和8年12月22日（火）
第二次審査結果通知	令和9年1月5日（火）
契約手続・業務委託開始	令和9年1月下旬（予定）

5 配布書類等

（1）配布場所

配布書類は、区ホームページにて公表する。（掲載場所：トップページ＞産業・ビジネス＞入札・契約＞プロポーザル）

（2）配布期間等

令和8年10月19日（月）から令和8年11月19日（木）正午まで

（3）配布書類

プロポーザル実施関係

- ① 募集要項
- ② 【別紙1】仕様書
- ③ 【別紙2】（仮称）港区水辺まちづくり推進計画策定支援業務委託事業候補者選考基準

提出資料関係

- ① 【様式1】質問書
- ② 【様式2】参加表明書兼参加資格審査申請書
- ③ 【様式3】共同事業体構成書
- ④ 【様式3-2】共同事業体協定書兼委任状
- ⑤ 【様式3-3】委任状
- ⑥ 【様式4】事業者概要及び業務実績
- ⑦ 【様式5】業務従事予定者の経歴及び専任性
- ⑧ 【様式6】業務スケジュール及び業務従事予定者の配置計画について
- ⑨ 【様式7】企画提案書1

（提出資料関係は次ページへ続く）

- ⑩ 【様式 8】 企画提案書 2
- ⑪ 【様式 9】 企画提案書 3
- ⑫ 【様式 10】 プロポーザル参加辞退届

6 質問書の受付・回答

(1) 受付期限

令和 8 年 1 1 月 2 日（月）正午

(2) 受付方法

【様式 1】 質問書に必要事項と質問を記入の上、「1 3 担当・連絡先」までメールで提出すること。提出する場合は、送信未達を防ぐため、必ず確認の電話を入れること。

(3) 回答方法

令和 8 年 1 1 月 5 日（木）に、すべての質疑に対する回答書を区ホームページで公表する。なお、回答の際、質問者は公表しない。また、意見の表明と解されるものや質疑の内容（質問内容が不明瞭なもの等）によっては回答しない場合がある。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出受付期間

令和 8 年 1 0 月 1 9 日（月）から令和 8 年 1 1 月 1 9 日（木）まで
午前 9 時から午後 5 時まで（※ 1 1 月 1 9 日（木）は正午までの受付）

※事前に電話予約の上、お越しください。

(2) 提出先

「1 3 担当・連絡先」に記載の窓口

(3) 提出方法

事前予約の上、直接担当へ提出すること。

(4) 提出資料

① 物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票（写）

※「港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準」により、区内事業者の認定を受けている事業者は「区内事業者認定通知」を添付すること。

② 【様式 2】 参加表明書兼参加資格審査申請書

※③～⑥は、共同事業体を結成し、参加申請する場合に提出すること。

③ 【様式 3】 共同事業体構成書（※該当する場合のみ提出）

④ 【様式 3－2】 共同事業体協定書兼委任状（※該当する場合のみ提出）

⑤ 【様式 3－3】 委任状（※該当する場合のみ提出）

⑥ 登記簿謄本（※該当する場合のみ提出）

⑦ 加対象となる地域貢献活動項目がある場合は、各項目指定の提出書類

※該当する場合のみ提出。【別紙 2】（仮称）港区水辺まちづくり推進計画策定支援業務委託事業候補者選考基準を参照すること。

((4) 提出資料は次ページへ続く)

⑧ 【様式4】事業者概要及び業務実績

※共同事業体を結成し、参加申請する場合は、構成するすべての事業者について提出すること。

⑨ 【様式5】業務従事予定者の経歴及び専任性

⑩ 【様式6】業務スケジュール及び業務従事予定者の配置計画について

⑪ 【様式7】企画提案書1

⑫ 【様式8】企画提案書2

⑬ 【様式9】企画提案書3

⑭ 【任意様式】見積書

(5) 提出部数

ア 提出資料①から⑦まで 各1部

イ 提出資料⑧から⑭まで 正本1部、副本7部

※提出資料⑧から⑭まで順番に重ねて、紙ファイルに綴じること。

※片面印刷とすること。

※正本には紙ファイル表面に事業者名を記入し、副本には事業者名を記入しないこと。

※すべての提案資料（正本には紙ファイル表面を除く）には、事業者名（協力事業者名を含む。）を特定する事項（社名、マーク等）を記入しないこと。

ウ 提出資料（正本）データを格納したCD-R等 1枚

※CD-R等の表面には事業者名を記入してください

(6) 留意事項

ア 各資料はA4サイズ、文字サイズは11ポイント以上とすること。

イ 様式6及び企画提案書（様式7～9）は、A4サイズ2枚（片面印刷）もしくはA3サイズ1枚以内（片面印刷）で作成すること。

ウ 正本、副本とも、各様式に様式番号を記載したインデックスを付してください。

8 事業候補者の選考と審査

【別紙2】（仮称）港区水辺まちづくり推進計画策定支援業務委託事業候補者選考基準のとおりである。

9 提案にあたっての注意事項

(1) 次の各号に該当する場合は、提出書類が無効となる場合がある。

①提出方法、提出先、提出期間に適合しないもの

②記入すべき事項の全部または一部が記載されていないもの

③虚偽の内容が記載されているもの

④この要項に定める手続き以外の手法により、選考委員又は関係者にプロポーザルに対する助言等を直接または間接的に求めた場合

(2) 本提案に要する費用、旅費その他業務に関する一切の費用は、応募事業者の負担とする。

(3) 提出書類等の返却は行わない。

(4) 提出受付期間終了後の提出書類等の差替え及び再提出は認めない。

- (5) 質問受付終了後は、本業務に関しての質問は一切受け付けない。
- (6) 提出された企画提案書は、選考作業に必要な範囲において、複製することがある。
- (7) 選考された企画提案書に係る著作権は作成者に帰属し、港区は無条件でその使用权を持つものとする。
- (8) 企画提案書に記載した業務責任者は、病気・死亡等極めて特別な場合を除き変更することができない。
- (9) 区は、事業候補者の提案に拘束を受けないものとする。
- (10) 参加表明後にプロポーザル参加辞退する場合は、【様式 10】プロポーザル参加辞退届を提出すること。
- (11) 本提案に際しては、区の各種計画（特に次に示すもの）を参照し、整合を図ること。
 - ・ MINATO ビジョン骨子案
(URL : <https://www.city.minato.tokyo.jp/kikaku/kuse/shisaku/minato-vision/vision.html>)
 - ・ 港区まちづくりマスタープラン改定骨子
(URL : https://www.city.minato.tokyo.jp/toshikeikaku/machi_masterplan.html)

10 その他

- (1) プロポーザル参加者は、本業務その他により知り得た個人情報及び資料、その他守秘すべき情報を他に漏らしてはならない。
- (2) プロポーザル参加者は、業務の遂行に際して、区の情報資産を取り扱う案件については、港区情報安全対策指針を遵守すること。また、プロポーザル参加者は、区が実施する港区情報安全対策指針の遵守状況に関する点検作業に応じるものとする。点検作業には、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、あるいはセキュリティ監査等が該当する。
- (3) プロポーザル関連書類作成のために港区が配布した資料等は、港区の許可なく公表・使用することはできない。
- (4) 本業務への参加申込事業者が 1 者の場合であっても、各審査を実施する。
- (5) プロポーザルの参加に当たりプロポーザル参加者に生じた損害等について区は一切その責を負わない。
- (6) メール等の通信事故については、区はいかなる責任も負わない。
- (7) 公正なプロポーザル選考が確保できないと判断した場合は選考を中止することがある。
- (8) 業務委託に要する費用は、予算として成立した額の範囲での契約となる。
- (9) 区は、事業候補者と契約を締結するにあたり、港区契約事務規則（昭和 39 年港区規則第 6 号）第 39 条の 2 の規定に基づき港区業者選定委員会に推薦し、審議を経る。審議の結果によっては契約を締結しない場合がある。
- (10) 虚偽申請等不正行為が発生した場合は、事業候補者の取消し、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課す。

11 選考結果の公表について

本業務の選考過程の情報は、すべて区政情報である。区政情報は、「港区情報公開条例」の定めるところにより、原則公表である（ただし、同条例第5条に定めるものを除く。）。

事業候補者として選考された場合には、事業候補者選考過程と合わせ、提出された企画提案書を原則として区ホームページで公表する。企業秘密に関する記載があるなど、提案書原本の公表が難しい場合は、概要版の作成を依頼する。

12 開示請求

提出された提案書等は、港区情報公開条例の規定による開示請求の対象公文書となり、開示決定される場合がある。提出された提案書の一部又は全部を、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物として、同法第18条第3項第3号前段かっこ書きに規定する意思表示をする場合には、提案書等に意思表示する旨及び該当箇所を明記すること。ただし、開示、非開示の判断は、提出された提案書等の記載事項に基づき行うものではなく、提案書等を参考に、同条例に基づき区が客観的に判断する。

13 担当・連絡先

〒105-8511

港区芝公園1-5-25 港区役所4階 街づくり支援部水辺整備推進担当

電話番号：03-3578-2553

メールアドレス：minato37@city.minato.tokyo.jp